○中部地方整備局告示第五十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十日

中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十九号　長野県木曽郡南木曽町読書三三五八番一二地内　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月三十日

○中部地方整備局告示第五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十日

中部地方整備局長　八鍬　隆

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長野県木曽郡南木曽町吾妻一一三番一から同町吾妻一二一番まで	前	二一・一七～三五・三三メートル	〇・〇八八キロメートル
	後	三〇・一一～四四・〇〇メートル	〇・〇八八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

○中部地方整備局告示第五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十日

中部地方整備局長　八鍬　隆

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
岐阜県加茂郡七宗町中麻生字鮎渡道上一四八二番四から同町中麻生字木知洞道上一四一四番一まで	前	一一・五〇～二三・八〇メートル	〇・五九八キロメートル
	後	一三・三〇～二三・八〇メートル	〇・五九八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○中部地方整備局告示第五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十日

中部地方整備局長　八鍬　隆

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
岐阜県加茂郡八百津町久田見字岩山一番九地内	前	一九・〇〇～四七・〇〇メートル	〇・一九五キロメートル
	後	三〇・五〇～九四・〇〇メートル	〇・一九五キロメートル

岐阜県加茂郡白川町河岐字下山一二八四番一から同町河岐字下山一二八六番一まで

	前	一六・〇〇～二七・〇〇メートル	〇・〇四八キロメートル
	後	二一・〇〇～二八・〇〇メートル	〇・〇四八キロメートル

岐阜県加茂郡白川町河岐字水目一二九一番一から同町河岐字水目一二九四番一まで

	前	二三・〇〇～四二・五〇メートル	〇・一六七キロメートル
	後	三七・〇〇～六一・〇〇メートル	〇・一六七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○中部地方整備局告示第五十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十日

中部地方整備局長　八鍬　隆

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
郡上市大和町剣字歩岐尻一九二八番三から同市白鳥町中津屋字好田七八九番三まで	前	九・〇〇～七一・〇〇メートル	一・八九七キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　一七・〇〇～一二〇・五〇メートル	一・九二〇キロメートル	
		B　九・〇〇～七一・〇〇メートル	一・八九七キロメートル	
		一七・〇〇～一三九・三〇メートル	一・九二〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○中部地方整備局告示第五十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十日

中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十九号　塩尻市大字贄川字桃岡二一四一番一から同市大字贄川字上原二〇二二番五まで　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月三十日

○中部地方整備局告示第六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十日

中部地方整備局長　八鍬　隆

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　知多都市計画道路事業三・四・五十号高根線

三　事業施行期間　自平成二十七年三月三十日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　愛知県半田市七本木町一丁目、庚申町一丁目、大池町二丁目、一本木町三丁目、大池町一丁目及び平地町五丁目地内

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十日

中部地方整備局長　八鍬　隆